

別紙 1

高次脳機能障害者支援事業実施要綱 (都道府県等実施分)

第 1 目的

高次脳機能障害者支援事業は、高次脳機能障害者支援法（令和 7 年法律第 96 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する高次脳機能障害者に関する様々な問題について、高次脳機能障害者及びその家族並びに関係機関の職員等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関間の連携強化等により、高次脳機能障害者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進することを目的とする。

第 2 実施主体

実施主体は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとし、また、第 3 の 1（2）に定める事業については、市町村で事業を実施した方が適切に事業実施できる場合には、市町村に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

第 3 事業内容

1 高次脳機能障害者支援センター

（1）高次脳機能障害者支援センターの設置

（2）に定める業務を適正かつ確実に行うことができると認めた者を法第 19 条第 1 項に規定する高次脳機能障害者支援センター（以下「センター」という。）に指定し、その業務を行わせ、又は都道府県等が自ら実施できるものとし、自ら（2）に定める業務を実施する場合には、その経費も本事業の対象経費とする。

なお、センターの指定に当たっては、高次脳機能障害に関して知見を有する機関（リハビリテーションセンター、医療機関等）を選定するものとし、選定に当たっては、地域における高次脳機能障害者のニーズを十分に把握し、利用者の利便性に配慮の上、選定するものとする。

また、センターは、地域の実情に応じて、同一都道府県等の区域内において、複数箇所設置することや都道府県と指定都市で同一の機関を指定することができるものとする。

(2) センターの業務

① 相談支援及び情報提供等

センターに支援コーディネーター（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、作業療法士、公認心理師、言語聴覚士等の高次脳機能障害者及びその家族その他の関係者に対する専門的相談支援を行うのに適切な者）を配置し、高次脳機能障害者やその家族その他の関係者からの相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに支援に関する情報提供を行う。

また、高次脳機能障害者に対する支援を行う民間団体に対しても必要な情報提供等を行う。

② 専門的な支援等

高次脳機能障害者やその家族等に対し、円滑な社会生活を促進するため、相談支援、診断・評価、適切なリハビリテーション及び福祉サービス等の提供及び情報提供などの高次脳機能障害者の特性に対応した支援を行う。その際、医療・保健・福祉・教育・労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体等との連絡・調整を行うなど、連携を図るものとする。

③ 研修の実施等

医療・保健・福祉・教育・労働等に関する業務を行う関係施設及び関係機関等の職員、当事者及びその家族等に対して、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修を行い、高次脳機能障害の特性を踏まえた支援が行えるよう関係者の資質の向上及び高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図るものとする。

なお、厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚生労働省告示第 551 号）第 16 号ハで準用される第 6 号ホ(1)の研修の実施については、別に定めるところにより実施するものとする。

④ 普及・啓発等

高次脳機能障害の正しい理解を促進するため、効果的な支援手法、

普及啓発方法等について検討を行い、講演・シンポジウムの開催及びポスター、リーフレットの作成・配布、ホームページやSNSによる情報発信等により、地域住民や医療、保健、福祉等の業務に従事する者に対する普及・啓発活動を行うほか、地域における高次脳機能障害者の実態及びニーズの把握に努め、関係機関の連携確保等を行う。

また、国立障害者リハビリテーションセンター（以下「国立リハセンター」という。）が主催する「高次脳機能障害者支援事業全国連絡会」及び「支援コーディネーター全国会議」に参加し、全国の事業実施状況等に関する情報収集、情報交換等を行い、高次脳機能障害者に対する支援手法等の向上を図るものとする。

2 高次脳機能障害者支援地域協議会

地域における高次脳機能障害者への支援体制を整備するため、法第 25 条第 1 項に規定する高次脳機能障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

(1) 協議会の構成

協議会の構成は、高次脳機能障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者（(2)において「関係者」という。）とする。

(2) 協議会における協議内容

協議会では、地域における高次脳機能障害者に対する支援体制の整備状況や課題について情報を共有するほか、センターの活動状況等に関して検証を行う。また、関係者の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について、協議を行う。

3 広域自治体間連携

高次脳機能障害に関する支援手法等の向上を図るため、必要に応じて、他の都道府県等と事業の実施状況等に関する情報収集、情報交換等を行うための会議を開催し、または、他の都道府県等が開催する会議に参加するものとする。

第 4 実施状況の把握及び評価

センターから業務の実施状況等について少なくとも年 1 回の報告を聴取する

など、実施状況等の把握に努めること。また、センターの業務内容について定期的に評価を行い、必要に応じて改善を促すなど、センターの業務の適切な運営の確保に努めるとともに、事業全体について、高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策の実施状況を把握・評価し、適切に公表するよう努めること。

第5 事業の周知

都道府県等及びセンターは、地域の高次脳機能障害者及びその家族等が本事業を利用しやすくするため、事業の目的や利用方法等について、積極的に広報活動を行うものとする。

第6 経過措置

本要綱に基づくセンターが指定されるまでの間、平成19年5月25日付け障発0525001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱（都道府県実施分）」に定める支援拠点機関は、本要綱に定める業務の一部又は全部を、引き続き実施することができるものとする。

なお、当該業務は、センターが指定された日をもって終了するものとする。

第7 国の助成

国は、都道府県等が本事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。

第8 秘密の保持

本事業に携わる者（当該業務から離れた者も含む。）は、事業により知り得た対象者等の秘密を漏らしてはならない。

第9 その他

本事業に係る国立リハセンター実施分については、別に定めるところによる。